



千葉南法人会定款

一般社団法人 千葉南法人会

一般社団法人千葉南法人会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉南法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - (4) 地域企業の活性化と健全な発展を目的とする事業
 - (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
 - (6) 会員相互の交流や親睦等を支援する事業
 - (7) 会員並びに従業員の福利厚生等に関する事業
 - (8) 会組織の充実を図る事業
2. 前項の事業については、主に千葉県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 千葉南税務署管内に本店又は事業所を置く法人で本会の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 準会員 千葉南税務署管内に複数の支店又は事業所を置く法人で本会の目的及び事業に賛同した正会員以外の会員として入会した者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は他の地域に所在する法人

2 前項会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の手続きにより、入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 解散又は事業所の閉鎖
- (3) 死亡（個人が賛助会員の場合）
- (4) 除 名
- (5) 正当な理由なく一定期間会費を滞納したとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める所定の退会手続きにより退会することができる。

(除 名)

第10条 会員がいずれかに該当する場合には、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により除名することができる

- (1) 会員として義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、また本会の目的に反する行為があったとき。
 - (3) その他除名すべき事由があるとき。
2. 前項の規定により、当該会員を除名しようとする場合には、その会員に対し総会1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則として返還しない

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催することとし、この定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

2. 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づきこの定款22条に規定する会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、この定款第22条に規定する会長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の決議権の過半数を有する正会員が出席し、その過半数をもって行う。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事から選出した議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 30名以上60名以内
- (2) 監 事 3名以内
2. 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長とし、15名以内を常任理事、1名を専務理事とすることができる。
3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理

事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中からこれを選任する。

2. 会長、副会長、常任理事、専務理事は、理事会の決議に基づきこれを選定する。
3. 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係ある理事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
6. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて遅滞なく行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより本会を代表し、その業務を総括執行する。
3. 副会長は、会長を補佐して、本会の業務を分担執行する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を分担執行する。会長の職務のうち、法人の代表を伴わない業務のみ一定の場合にできる。
5. 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作

成すること。

- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告のために必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらを行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為を止めることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠のために選任された役員の任期は前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまではその権利義務を有する。

(解 任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によってその役員を解任することができ

る。ただし、監事を解任する場合は、総会において総正会員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引を使用とする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 3. 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、総正会員の議決権3分の2以上の多数による決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として、

免除することができる。

3. 本会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低賠償責任限度額とのいずれかの高い額とする。

(顧問及び相談役)

第31条 本会に任意機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の決議により選任又は解任する。
3. 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べるることができる。
4. 顧問及び相談役は、会長の要請により、理事会に出席し意見を述べるることができる。
5. 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. 顧問及び相談役は無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第32条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定。
- (2) 各種規則、規定並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

(開 催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2. 通常理事会は毎事業年度4月、8月及び12月に開催する。
3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を示して会長に招集の要請があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第25条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項3号により理事が招集する場合及び前条第3項4号により監事が招集する場合を除く。

2. 会長は、前条第3項第2号又は同項第4号に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内にその請求のあった2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知をしなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長をもってこれに当たる。

(議決権)

第37条 理事は、各1個の議決権を有する。

(決 議)

第38条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わるこ

とのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告について適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 正副会長会

(構成)

第42条 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事（設けない場合にあっては事務局長）をもって構成する。

(権限)

第43条 正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について協議し、理事会に参考意見を表明する。

(開催及び招集)

第44条 正副会長会は、会長が必要と認めたときこれを招集して開催する。

第8章 常任理事会

(構成)

第45条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事（設けない場合にあっては事務局長）をもって構成する。

(権限)

第46条 常任理事会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

(開催及び招集)

第47条 常任理事会は、会長が必要と認めたときこれを招集して開催する。

第9章 委員会等

(構成)

第48条 本会の事業を推進するため、任意機関として、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議に基づき会長がこれを委嘱する。
4. 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とする。
5. 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部会)

第49条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、部会を置くことができる。

2. 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(支部等)

第50条 本会の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議によ

り支部及び支部連合を置くことができる。

2. 前項に定める支部等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第51条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書（移行法人のみ）
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に法令の定める期間備え一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 総会及び理事会等の議事資料
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) 本項の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

（剰余金の分配の制限）

第55条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）

第56条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも同様とする。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第57条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

2. 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第58条 本会は、総会において、総正会員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2. 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第59条 本会は、法人法に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第60条 本会が解散等により清算するときには有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局等

(事務局)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 重要な職員及び事務局長は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
4. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公 告)

第62条 本会の公告は、電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることがで

きない場合は、千葉県下において発行される千葉日報紙に掲載する方法による。

第13章 補 則

(細 則)

第63条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条の1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事は、加藤 庄司とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

法人会の発足 昭和24年 4月

社団化 昭和49年12月27日 認可

昭和52年 6月 東法人会

昭和62年10月 南法人会